

平成25年(ワ)第478号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 90名

被告 東電株式会社, 国

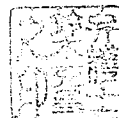
## 原告第28準備書面

(中間指針等に基づく賠償と本訴における請求との関係)

平成26年9月16日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克昌



外

### 第1 平成26年7月14日付求釈明事項11に対する回答

本訴訟で原告らが請求する損害賠償請求権の根拠となる慰謝料は、すでに、被告東電への直接請求、もしくは、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解仲介によって支払われた賠償額を、一部において含むものであるとともに、それとは別の損害をも含むものである。

被告東電からの抗弁がありうる者に関しては、被告東電からの抗弁を待つて反論を行う予定である。

### 第2 回答の理由

#### 1 本訴訟において原告らが請求する慰謝料について

これまで主張してきたとおり、原告らは、本件事故によって、平穩生活権、

人格発達権、居住移転の自由、内心の静穏な感情を害されない権利、そして「包括的生活利益としての平穩生活権」を侵害され、本件事故後現在に至るまで、多大な精神的苦痛を被っている。

「包括的生活利益としての平穩生活権」については、原告第17準備書面において詳述したが、同権利を侵害されたことによって原告らが被った精神的苦痛は、原告らが本件事故前に属していた共同体等が、本件事故前の状態に回復するまで、長期間にわたって継続するのである。原告らのこのような精神的苦痛は、たとえ原告らが、避難先で定住し、そこで新たな共同体等を創設してそこに溶け込んだとしても、決してなくなるものではない。

原告らは、本訴訟において、以上のような精神的苦痛に対する慰謝料を請求しているのである。

## 2 中間指針等に基づく精神的損害に対する賠償について

これに対し、中間指針等において定められている慰謝料は、ごく一部分を除いて、「包括的生活利益としての平穩生活権」を侵害されたことに対する慰謝料としての性質を有していないものと考えられる。

### (1) 避難等対象者に対する慰謝料について

まず、中間指針において定められた慰謝料は、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穩な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じ」たという精神的苦痛に対する慰謝料、及び、避難所等において生活していた者が被った「プライバシー確保の観点から見て相対的に過酷な生活状況」に置かれたという精神的苦痛に対する慰謝料だけである。突然避難することとなった避難等対象者に対し、避難生活に伴って生ずる不便や不安に対して定められただけのものであり、避難等対象者らが「包括的生活利益としての平穩生活権」を侵害されたことは考慮されていない。

さらに、中間指針第二次追補において定められた慰謝料も、「不安な状態が

続くことによる精神的苦痛」の増大等に対するものであり、「包括的生活利益としての平穩生活権」の侵害に対する考慮のないことは中間指針と変わりはない。

中間指針第四次追補では、一定の範囲内の者に対しては、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に対する慰謝料が支払われることとなった。これは、「包括的生活利益としての平穩生活権」を侵害されたことに対する慰謝料としての性質を多少なりとも帯びているものと評価することができる。しかし、本件事故によって原告らの被った精神的苦痛は、極めて多面的かつ複雑であるところ、その全てを捉えた上でのものとは考えられない。すなわち、ごく一部において重なるものではあるが、完全に重なり合うものではないというべきである。

## (2) 自主的避難者に対する慰謝料について

本訴訟において、原告らは、自主的避難者についても、当然に、「包括的生活利益としての平穩生活権」を侵害されたことに対する慰謝料を請求している。

しかし、自主的避難者に関しては、これまでに定められた中間指針等では、「正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」に対する慰謝料だけしか定められていない。これは、「包括的生活利益としての平穩生活権」を侵害されたことに対する慰謝料としての性質は全く有していないものである。

3 以上のとおりであるから、原告らが請求する慰謝料は、中間指針等に基づいて既に支払われた賠償もしくは賠償として支払う旨明らかにしている賠償額を、一部において含むものではある。しかし、両者は完全に重なり合うものではない。

以上